

関係者不在施設における防火安全対策ガイドライン（案）【概要】

令和8年3月3日
消防庁予防課

関係者不在施設における防火安全対策ガイドライン【概要】

検討の背景等

- 近年、新たな技術を用いて労働人口減少等の様々な課題の解決に取り組む社会的な動きが加速しており、施設関係者が常駐することなくサービスを提供する事業形態が見られるようになってきた。
- このような施設関係者が不在となる施設（以下「関係者不在施設」という。）において、防火安全対策が十分にとられていない場合、消火、通報及び避難をはじめとした初動対応が遅れ、大きな人的被害の危険性が高まるおそれがある。
- このため、昨年度は消防法令上火災発生時の人命危険性が高い施設として位置づけられている宿泊施設について、検討を行い、「関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドライン」（以下「宿泊施設ガイドライン」という。）を策定した。
- 本年度は、対象を拡大し、関係者が不在となる各種の業態の防火安全対策について、「予防行政のあり方に関する検討会」において検討を行い、宿泊施設ガイドラインの内容も統合する形により、「関係者不在施設における防火安全対策ガイドライン」をとりまとめた。

対象とする防火対象物

- 防火対象物のうち、営業時間中に施設関係者が不在となる時間帯があるものを対象とする。ただし、避難口を容易に見通し、かつ、識別できる小規模な施設は、ガイドラインの対象外とする。

〈想定している関係者不在施設〉

- | | |
|--------------|--------------|
| ● インターネットカフェ | ● 書店 |
| ● カラオケボックス | ● 衣料品店 |
| ● ホテル・旅館 | ● 貸し会議室 |
| ● 簡易宿所 | ● ワーキングブース |
| ● 民泊 | ● レンタル収納スペース |
| ● コンビニエンスストア | ● トレーニングジム |
| ● 冷凍食品販売店 | ● サウナ |
| ● 屋内ゴルフ練習場 | など |

・トレーニングジム



※ イラストは不在施設のイメージ

関係者不在施設における防火安全対策ガイドライン【概要】

ガイドラインの活用の流れ

○ 関係者不在施設の管理権原者や防火管理者において、下記の流れにより必要な対策を確保

火災危険性の確認

手順①> 施設の利用形態や建物構造上の特性から、火災予防上の危険性を確認する。



防火安全対策の検討

手順②> 手順①で確認した火災危険性を踏まえた防火安全対策を検討する。



消防計画の作成・変更

手順③> 手順②で検討した防火安全対策を盛り込んで消防計画を作成（変更）する。



訓練・検証

手順④> 手順③で作成（変更）した消防計画の実効性を訓練等により検証する。



防火安全対策の充実・強化

手順⑤> 手順④の検証の結果を踏まえ、必要に応じて防火安全対策を充実・強化する。



消防計画への充実・強化した内容の反映

手順⑥> 充実・強化した防火安全対策を盛り込んで消防計画を変更する。



関係者不在施設における防火安全対策ガイドライン【概要】

火災危険性の確認

○ 施設に潜在する火災危険性を確認する。

特に注意すべき火災危険性	種別	火災危険性に関する特性(例)
出火危険 延焼危険	施設の利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 商品や段ボールなど、可燃物が多い ➤ 調理器具の使用や喫煙など、火気の使用がある ➤ 高出力の電気機器を使用している
	建物構造	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 木造の建物である
火災覚知の遅れ	施設の利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用者が就寝のために利用する ➤ アルコールの提供がある
	建物構造	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 狭い個室が複数ある
避難困難	施設の利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 不特定の人が利用する ➤ 多数の人が利用する ➤ アルコールの提供がある ➤ 脱衣状態で利用することが考えられる ➤ 入退出管理用のセキュリティ機器により出入口が施錠されている
	建物構造	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地上に通じる階段が1か所のみである ➤ 避難経路が複雑である ➤ 狭い個室が複数ある

<ガイドライン活用例>

〈表1 施設に潜在する火災危険性の確認〉

種別	該当 <input checked="" type="checkbox"/>	火災危険性に関する特性(例)	特に注意すべき火災危険性			
			延焼危険	出火危険	火災覚知の遅れ	避難困難
	<input checked="" type="checkbox"/>	商品や段ボールなど、可燃物が多い (施設例：コンビニエンスストア、書店、衣料品店)		●		
	<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 可燃物が延焼経路となり早期に延焼拡大する危険性があります。 ➤ 調理器具の使用や喫煙など、火気の使用がある ➤ 火気の管理が適切に行われていない場合、出火の原因となる危険 		●		

該当する施設特性にチェックする

特に注意すべき火災危険性を確認

関係者不在施設における防火安全対策ガイドライン【概要】

防火安全対策

- 施設に潜在する火災危険性を踏まえ、具体的な防火安全対策を検討する。

項目	対策
(1) 利用者に対する情報の提供	<ul style="list-style-type: none">・利用者に対して、関係者が不在となる旨やその時間帯を周知 ➡利用者が関係者不在となることを認識しないまま利用することを防止
(2) 平時の火災予防	<ul style="list-style-type: none">・火気使用器具の取扱いや喫煙ルール等について周知するとともに、定期的な清掃や防火防止の取組等を実施 ➡火災の発生を未然に防ぎ、被害の拡大を最小限に抑制
(3) 火災発生時の応急対策	
ア 早期覚知と通報	ア 火災を早期に覚知する体制（自動火災報知設備の遠隔移報装置や遠隔監視等）を構築し、早期に消防機関へ通報する対策
イ 避難誘導	イ 避難を促す対策（放送設備や遠隔からのアナウンス等）による避難対策
ウ 初期消火	ウ 自動消火設備の設置の検討や、利用者に対する消火器等の設置位置の周知による初期消火対策
エ 消防隊への情報伝達	エ 避難者や逃げ遅れ情報を消防隊へ情報提供するための対策
(4) 教育・訓練体制	<ul style="list-style-type: none">・火災発生時に適切な対応行動がとれるよう、施設の実情に応じた定期的な教育・訓練を実施
(5) デジタル技術等による実効性向上	<ul style="list-style-type: none">・自衛消防活動や利用者の避難に有効となるデジタル技術の活用により防火安全対策の実効性を確保・外国人来訪者や障害者等の利用が想定される施設においては、「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」に示す取組を進める。

- ➡ ○ 必要な防火安全対策を盛り込んで、消防計画を作成(変更)する。

火災発生時の応急対策に係る検証

- 消防計画に盛り込んだ火災発生時の応急対策が、実効性を伴ったものであるかどうかを確認する。

具体的には、①火災発生場所の確認、②避難誘導、③消防機関への通報の対応行動が目標時間内に完了できるかの確認を行う。

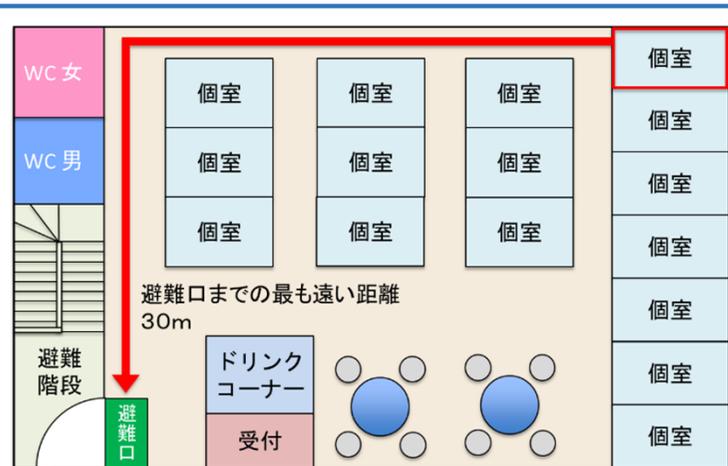
● 目標時間の考え方

一般的に火災発生の際に感知器が作動してから早ければ2分程度で、出火室は盛期火災に至るおそれがあるとされていることから盛期火災に至るまでに、利用者を安全な場所(屋外、避難階段等)まで避難させることができるか確認する。

【目標時間の計算方法】(例)

- 歩行速度：1 m/秒
- 避難口までの距離()：30 m
- 避難時間： $30\text{ m} \div 1\text{ m/秒} = 30\text{ 秒}$
- 目標時間： $120\text{ 秒} - 30\text{ 秒} = 90\text{ 秒}$
(盛期火災) (避難時間) (対応行動)

【目標時間(対応行動) 90秒】



<インターネットカフェの例>

- ➡ ○ 検証した結果、目標時間内に対応行動が完了できない場合には、「防火安全対策の充実・強化」の例を参考に示し、防火安全対策の充実・強化を図る。